

平成24年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/8	火	監事会 時間：午後2時～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室
5/14	月	正副会長会議 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/14	月	平成24年度第1回理事会（決算） 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/25	金	第56回通常総会 時間：午後2時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/20	水	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルプラザ菜の花」
10/25	木	第64回中小企業団体全国大会 場所：宮崎県「フェニックスシーガイアリゾート・ワールドコンベンションセンターサミット」
1/25	金	中小企業団体千葉県新春交流会 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(TEL:043-306-3281)

お知らせ

✓ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

- ①組合名②連絡先住所・郵便番号③代表者氏名④組合員数⑤出資金額⑥電話番号⑦ファックス番号
⑧Eメールアドレス

また、5月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

✓ 中央会会員名簿

本会の「会員名簿」は電磁式で作成したものをHP上で公開しております。

ご覧いただくには、本会HP (<http://www.chuokai-chiba.or.jp>) から
[会員名簿] をクリックし、ID = [meibo]、パスワード = [3281] を入力して下さい。



千葉県中小企業団体中央会

第56回通常総会 を下記のとおり開催します。

平成24年5月25日（金）14：30～（予定）

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、中央会の平成23年度事業の成果をご確認いただくとともに、我々中小企業が組織化を通じて更なる飛躍を期すためにも、これからの事業展開の方向性をお決めいただく機会です。

時節柄何かとご多用のこととは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (Tel 043-306-3281)

このコーナーでは、共同事業等に意欲的に取り組んでいる県内の組合事例をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成23年度組合後継者等育成事業（中小企業組合士交流会）			
対象組合等	千葉県中小企業組合士会			
	▼団体データ			
	会長	鈴木 勇	住所	千葉市中央区富士見 2-22-2
	設立	昭和 56 年	業種	異業種グループ
	会員	85 人(平成 23 年 3 月 31 日現在)		
テーマ	組合を活性化する経営革新マインドへの転換			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 (Tel.043-306-3282)			
専門家	彩マネジメント研究所 代表 長谷川 勇 (中小企業診断士)			

背景と目的

低成長の時代こそ、夢を「経営革新計画書」に託して、経営者と従業員がともに行動することが求められます。

平成二十三年は、東北大震災、原発事故、タイの大洪水、欧州通貨危機と予測できない惨事が連続しました。しかし、経営者にとっては、想定外の言葉は禁句です。想定外が、現実の世界です。

想定外の外部環境は、変えられません。「変えられるのは、自分だけ、自分の会社だけ」です。外部環境が変われば、自分を変えなければならぬ。経営革新です。

目前の仕事に追われる経営者は、変えなければならぬのはわかっているが、動き出せないのが現実です。そのような経営者の背中を、ポンと「一押し」できるのが、身近にいる組合士です。組合士の「一押し」を通して、組合員の経営革新を促進して、組合を活性化することが、セミナーの目的です。

事業の活動内容

①経営革新マインドの必要性

世の中の変化が激しい現在、現

状維持は滅亡への道です。環境変化に、絶えざる経営革新で応えることが、成長・発展の原動力になります。

経営革新の元祖であるシュンペーターは、イノベーションとは、経営資源の新しい結合により起きる「非連続的な変化」と定義しています。新しく結合する経営資源とは、次の内容です。

- ・ 新製品・新サービスの創出
- ・ 新しい生産方式の導入
- ・ 新市場の開拓
- ・ 原料の新供給源の確保
- ・ 新しい組織の実現

②いまなぜ経営革新計画が必要か

高度成長期は、平均的な経営をしていれば、一時的に問題が生じても、時間が解決してくれました。業績が悪化しても、次の景気回復の波が全てを癒してくれました。しかし、時代は変わりました。

景気の波が無くなり、成長企業と衰退する企業の二極化です。常に革新する企業は成長し、革新を足踏みする企業は衰退の道を選んだことになりました。このような時代だからこそ、経営者も従業員も「夢」が必要です。経営革新計画に、経営者と従業員の夢を託

す企業は成長します。経営者と従業員の「夢」と「ビジョン」を盛り込んだ経営革新計画は、実現可能性が高まります。

③実現可能性を高める従業員参加型経営革新計画

指示する側と指示を受ける側が分断されると、経営革新計画の実現可能性は低くなります。計画作成に従業員が参加しますと、自分達の創った経営革新計画であり、実行に熱が入ります。

実現可能性の高い経営革新計画を作成するには、計画策定段階からの従業員の参加と、従業員の問題意識や夢を計画に反映させることです。

④経営の現状把握で課題の共通認識を持つ

計画作りの基本プロセスは、経営の現状把握、課題の抽出、課題解決の計画作り、課題解決の実行の順になります。

基本プロセスの中で、最も重要な点は経営の現状把握になります。経営の現状を把握しないままに計画を作成しますと、超楽観的なドンキホーテの計画になります。保守的過ぎますと、成長の目をつむことになります。

計画作りの前段階で、経営の現状を精査することで、地に足の着いた経営革新計画の作成が可能になります。課題を抽出するには、業界平均と比較をすることで、競合に勝つための課題が見えてきます。

⑤見たくないのは見ないが人情

「夢をかたちに」するのが経営革新です。「夢がかたちに」なるためには、明るい面も暗い面も、企業や世の中の現状を客観的に把握することが出発点になります。最近はやり言葉で表現しますと、専門的にはデューデリジェンス(現状の精査)といえます。

経営の現状を客観的に精査して、良い面や課題を把握して、現状を踏まえて計画を作成します。計画の実現可能性を高める重要なステップです。経営者が見たくない現実を、客観的な事実として見せてあげるのも、第三者の立場にある組合士の役割でしょう。

⑥プロジェクトチームで経営革新計画をつくる

経営革新計画の認定を受けるために、経営者と経営コンサルタントだけで計画を作る事例が多くあります。このような計画は、実行

段階で頓挫することになります。従業員は、当事者意識が薄く、積極的な協力を得られなくなりま

す。経営者とキーマンは連携プレーで計画書を作成しましょう。経営権を後継者に譲るタイミングには、後継者と次期幹部候補のプロジェクトチームで、次期政権の土台作りをしますと、経営革新計画は実現可能性が高まります。

⑦現状を把握するツール類

現状分析を、関係者に理解させるには、一般的に使われている現状分析ツールを使いましょう。

・PEST分析 マクロな外部環境を把握し、経営戦略への影響を把握します。政治的環境変化(例・規制緩和)、経済的環境変化(例・円高)、社会的環境変化(例・少子高齢化)、技術的環境変化(例・環境技術の進展)などです。

・ファイブフォース分析 身近な競争環境を把握します。新規参入業者の脅威、代替品出現の脅威、供給者の交渉力、買手の交渉力や同業社との敵対関係などです。

・SWOT分析 PEST分析とファイブフォース分析から、競合他社と比較しての自社の相対的強み(優位な要因)と弱み(劣位な要

因)、外部環境が自社の今後の事業展開に有利な要因(機会)と不利な要因(脅威)を抽出します。機会と強みを組み合わせ、経営革新計画を作成しますと、実現可能性の高い計画になります。

外部環境		事業の機会(O)		事業の脅威(T)	
		自社に有利となる環境要因		自社に不利となる環境要因	
内部環境	強み(S)	SxO 強みを活かして事業機会を確実にする	SxT 強みを活かしてピンチをチャンスに回避する		
	弱み(W)	WxO 機会を活かして弱みを克服・回避する	WxT 撤退を含めて最悪事態を回避する		

⑧業務革新で成長戦略を実現する

経営革新計画の認定を受けるには、「新商品の開発又は生産」、「新役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入」、「その他の新たな事業活動」に関する経営計画であることで

す。経営革新とは、当社にとって新

規性のある事業であり、未知の世界へ一歩踏み出すことです。新規性のある事業だけに、失敗しても事業が揺るがないように、遊休資産や過剰在庫を整理して、財務基盤を強化しておきます。

事業の成果

経営革新計画を作成し実行しますと、従業員はマンネリから目覚めて、新しいことへのチャレンジで意欲が湧きます。

経営者からは、経営革新計画に挑戦したこと、「課題が明確になった」、「経営目標が明確になった」、「経営意欲が湧いた」、「経営が見えてきた」などの感想が聞かれています。

今後の事業展開・展望

組合士は、加盟組合員に経営革新への挑戦を勧める事で、組合内での新たな活躍の場が見えてくるでしょう。

組合の活性化は、組合員の革新にかかっています。経営革新に挑戦する組合員企業が増えれば、お互いに刺激し合い、組合が活性化します。

(長谷川 勇)

テーマ 共同受注

チームワークで指定管理者に挑戦、袖ヶ浦造園協同組合

袖ヶ浦造園協同組合

組合員9社のチームワークの良さと指定管理者を受託、顧客の要求に沿った満足度の高い仕事を遂行することにより、組合員の技能向上を進め、仕事の幅を広げている。

背景と目的

当組合は昭和58年に任意団体として設立、平成17年より千葉県が指定管理者制度を導入、これには組織的な対応が必要であることから、平成17年に地元造園業者で協同組合を設立した。その後、地元袖ヶ浦市でも指定管理者制度が導入されることとなり、受注活動に尽力した結果、平成20年から袖ヶ浦市都市公園及び緑地の管理運営を受注し、その後も指定管理者の範囲を拡大している。

事業・活動の内容

「袖ヶ浦市都市公園及び緑地の

管理運営」事業は市内の近隣公園5ヶ所、街区公園55ヶ所、緑地96ヶ所を対象とした維持管理を含めた管理運営業務である。この事業は公園・緑地の維持管理のほか、清掃など自治会やシルバー人材センター等への委託事業、公園の小修繕など幅広い内容を含んでいる。このため、組合員企業は造園以外の幅広い技能が要求されることとなり、組合員が自ら資格取得や新技能習得を行うことにより、レベルアップが図られている。また、この事業の中で実施している自主事業として、木材を活用した「もくもくフェスタ」や木くずで育った「カブトムシ幼虫配布」などは地域貢献の一環と結びつくと共に、公園・緑地有効活用の一つとして評価されている。

活動の成果

組合設立初年度に見込んだ受注

額に比べると大幅な成果を得ている。落札件数も指定管理者は6案件中3件受注、その他の指名競争入札でも3件中1件を落札しており、高い成果をあげている。組合では若手経営者の意見交換が活発になり、組合活動が活性化している。「公園及び緑地の管理運営」の外にも「袖ヶ浦市総合運動場・今井野球場の管理運営」をジョイントベンチャー方式で指定管理者を受注するなど、その他の共同受注も成功している。組合員は指定管理者の受託業務により安定的な仕事を得ることができ、資金的にも安定した経営ができるようになってきている。また、理事を中心に組合員の交流が活発になったことにより、他社の状況が判るので経営者の意欲が向上し、お互いに切磋琢磨して技能向上を図ろうとする気運が高まっている。

もくもくフェスタの様子



カブトムシの幼虫を幼稚園に配布

袖ヶ浦造園協同組合

住所：〒299-0243
千葉県袖ヶ浦市葦波26-2
設立：平成17年9月
出資金：1,800千円
電話：0438-64-1008
URL：－
業種：造園工事業
会員：9人
組合専従者：－

組合 Q & A

理事会に息子が代理出席

息子を理事会に代理出席させる理事がいる。後継者教育の環境で業界で顔を売ってこいと言っただが…

理事会は書面出席はできません。代理出席が認められない理由は、法律が「書面」出席だけを規定して「代理」出席を規定していないからです。総会には「代理」出席が書いてあるのに、理事会に書いていないのは、「代理」出席を認めない趣旨であると反対に解釈するわけですね。

では、なぜ「代理」出席を認めないのでしょいか。

理事と組合の関係が委任契約になつていてためです。理事は、委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって組合のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。代理人に理事会での発言権、議決権を委任することは忠実な行為でしょうか。

百歩譲って代理出席が可能だとしても、行使した議決に対する責任の問題があります。議決権を「賛成」として行使した場合は、実行した理事と同じ責任が課され、「反対」しない場合には「賛成」と推定されることになっています。代理人が議決権を行使した場合に、こうした責任の所在があいまいになります。ですから理事会は委任状出席ができないとされているのです。

総会の「代理」のように代理人が意思表示をし、その結果が本人に帰属するというのとは違うのです。理事会に出席した理事に課されている任務は、議決権を行使するだけではありません。議決した内容の業務執行の監視責任・結果責任をも含んだ重要なもので、他人に委任できるようなものではないのです。

とはいえつても、現実には理事会に息子さんが来ている例はあります。早い時期に業界の方たちに顔を売っておけ、という親心だと思えます。黙認せざるを得ない場合もあるでしょうが、代理出席が違法であることだけは知っておくべきです。息子を出したいならば、

息子を理事に選んでもらえばよいのです。組合としても青年部の充実には組合活性化の第一歩ですから組合員は喜んで息子さんを理事に選んでくれるのではないのでしょうか。

もし、後継者教育の親心で息子を出席させているのではなく、本当に理事本人が出られなくて、やむを得ず息子を出席させているのなら、書面出席という方法があることを教えてあげてください。事前に議案の内容を知らせてもらえば理事会に出席したことになります。

ポイント

- ★ 理事会は、代理出席できない
- ★ 事前に通知された議案は書面出席が可能

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○を、誤っているものには×でお答えください。

【第1問】 事業協同組合は組合員の規模が中小企業の範囲を超えた場合は、その旨を認可行政庁に届け出なければならぬ。

【第2問】 組合は定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を準備金として積み立てなければならない。

【第3問】 組合は毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に決算関係書類等を行政庁に提出しなければならない。

【第4問】 組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。

【第5問】 新たに組合に加入の申出があつた場合は、総会で承認しなければならぬ。

【解答】

第1問×、第2問×、第3問○、第4問×、第5問×（協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。）

テーマ

工事用列車接近警報・停止装置の遠隔監視システム構築

千葉県電気工事工業組合 組合員企業

有限会社京葉工業

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、課税の特例等の支援措置（新たな取り組みを公的にサポート）の対象となります。

支援策として使える施策があるならば、これを上手く活用しない手はありません。皆さまの組合でも、組合員の経営革新を実現するためとして、ぜひ中央会をご活用下さい。「経営革新計画」の策定は本会が無料でお手伝い

します。

経営革新の認定によって行政や金融機関等からの支持を得ることで、組合員の新たな取り組みにおける「実行力」を強化しましょう。

申請のいきなりは？

当社は、昭和42年創業（翌年「有限会社京葉工業」として法人化）の電気工事業者です。電気設備工事から事業を始め、給排水設備工事、空調設備工事など、徐々に取扱う工種を拡大してきました。

現在は、工事用列車接近警報・列車停止装置（鉄道施設工事の施工現場における作業の安全を確保するための装置）のリース・設置工事・メンテナンス等（当社年間売上高の4割程度）を手掛けておりますが、ここ数年の業績は大変厳しいものがありました。

こうした状況に鑑み、当社としては、早々に経営向上策を展開していく必要があるとの認識から、競争相手の少ない列車停止装置設置工事等の分野（当社を含めて全国で10社程度）に注力していこうと改革の方向性を絞り込むとともに、従来のやり方で課題となつて

いた部分を改善することで、他社との「差別化」を図り、ビジネスの「付加価値」を高めようと考えました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

「工事用列車接近警報・停止装置の遠隔監視システムの構築」

2. 計画期間

▽平成23年9月～平成26年8月（3年計画）

3. 付加価値額の向上

▽計画時 26,594千円

▽計画終了時の目標伸び率 33,099

千円（24・5%）

4. 内容

従来は工事故防止のために、列車停止装置が作動した場合は現地ゼネコンスタッフが確認し、各方面へ緊急連絡をしましたが、当社まで伝わるには時間がかかりました。また、列車停止装置に障害が発生した際には、当社の技術スタッフが現場に向いて装置の修理作業を実施します。しかしこの場合、装置のどの個所でのような障害が発生しているの

か、当社の技術スタッフが工事現場に到着してから調査しなければ明らかにならないことが問題です。つまり、列車停止装置の障害発生に係る現場から当社への連絡は、現場の工事作業員等が行うため、装置の制御盤を頼りに「障害が発生している」という事実のみが取りあえず伝えられることとなり、「装置のどの個所でのような障害が発生しているのか」までは詳しく伝わらないのです。

そこで当社は、列車停止装置作動時の緊急連絡の即時伝達と、故障の場合「装置のどの個所でのような障害が発生しているのか」を早く、詳しく当社に伝える機能を有する遠隔監視システムを構築し、工事現場に導入することを計画しました。



列車停止装置が作動し
信号が赤く発光

新たな取り組みの特徴は？

今回、当社が進めるシステム構築は、既存の警報停止装置に障害情報通信機能を付加しようとするものです。

つまり、緊急連絡の即時伝達と、故障の場合「装置のどの個所でのような障害が発生しているのか」を感知する機能自体は既存装置のシステムにも備わっているため、それを早く、詳細に、当社の技術スタッフに伝達する機能を付加することで、装置の障害個所や

障害状況の調査に要する時間を大幅に短縮しようとするものです。

成果は？

① 列車停止装置が作動した場合に関係先に即時に伝達でき、「何かあったらまず一報」を実行できます。

② 装置の障害を復旧するための調査費や修理費は、メンテナンス料に含まれていることが通常であるため、装置の障害復旧コストを縮減できれば、それだけ高い利益を獲得できることとなります。

現在、遠隔監視システムを導入している同業他社はありませんので、今回の取り組みによって、当社は他社に先んじて装置の障害復旧コストを縮減することができます。

③ 新たに導入する遠隔監視システムの全体的な仕組みと操作方法等のトレーニングを行うなど、従業員の再育成を実施します。さらに、取引先への営業を強化して警報停止装置のリース・設置工事・メンテナンス等の当社受注件数の拡大を図る計画です。また、逸早く知的財産権（実用新案権、商標権）を取得して、同業他社との競争力を強化します。

社長さんの一言

当システムは一般の方にはなじみのないものですが、鉄道工事現場の安全設備としてはなくてはならないものとなっております。需要は

多いのですが、差別化をと考えた結果、中央会様から助言があり申請に至りました。熱心なアドバイザーを頂き申請もスムーズに出来ました。ありがとうございました。ありがとうございます。これをきっかけに将来を見据えた経営の重要性をあらためて認識しました。



列車接近装置の列車検知器をレールに設置

中央会から

経営革新支援制度について組合にご説明に伺います（随時）。組合員の経営上の課題（自社の現状や課題を見極めたい！新商品や新サービスを開発して業績をアップさせたい！新たな事業分野に展開したい！製造方法を改善してコスト削減につなげたい！）を解決する新たな取り組みを実行面からサポートする制度です。ぜひ活用下さい。

◎経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部まで。☎043330632882

企業プロフィール

組合名：千葉県電気工事工業組合
 企業名：有限会社京葉工業
 代表者：小山 嘉一
 所在地：千葉市花見川区千種町338-11
 電話番号：043-259-2611
 資本金：20,000千円
 従業員数：7名
 業種：電気工事業
 E-mail：y.koyama@keiyou-kogyo.co.jp
 URL：www.keiyou-kogyo.co.jp
 承認年月日：平成23年8月31日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成24年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は0から6に増加。「減少した」業種は11から4に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は6から11に増加。「減少した」業種は18から13に減少
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から4に増加。「悪化した」業種は19から16に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から5に増加。「減少した」業種は8から6に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から10に減少。「減少した」業種は16から12に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は2のまま変化なし。「悪化した」業種は23から21に減少。

製造業

しょうゆ製造

【県内全域】

例年通り、2月も低調であった。

漬物製造

【県内全域】

相変わらず原料野菜の高騰が続き収益を圧迫している。

豆腐製造

【県内全域】

放射能問題により、北関東から東北産大豆の汚染が懸念され、北海道及び西日本方面の大豆に要望が集まり、北関東から東北産大豆が入札にほとんど出なかった。

牛乳小売

【県内全域】

乳酸菌類の商品は好調。

製材

【県内全域】

住宅エコポイント制度の復活等により、徐々にではあるが改善が見られる。

製材

【木更津】

2月隻はロシア材、米材、南洋材の入港なし。3月隻はロシア船、南洋船入港予定あり。

印刷

【県内全域】

県内印刷企業2月の受注件数は若干の増加。売上高は受注競争の激化による単価下落や予算縮減の影響が大きくは伸びないものの、年度末に向けての発注が動き出した官公需・季節需要による商業印刷物の増加などの結果、受注件数

の増加となった。

電気鍍金

【千葉】

2月に入って幾分景気の上昇が見られたが、月半ばになって下落に転じた。

鉄工

【千葉】

各社の動向は若干バラツキが見られるものの、これまで同様特段の需要落ち込みもなく推移。その一方で、先行き動向については、景気全般に対する懸念材料などを睨みつつ、設備投資・人材採用等には慎重姿勢が見受けられる。

機械部品製造

【野田】

全体的に動きが良くなってきている状況。エコ等節電対策後、電力料アップの動向は、製造業は苦しくなる状況にある。

機械部品製造

【流山】

原油価格の値上り、燃料（ガソリン、軽油）の値上げがありコストが増える傾向にある。このまま原油価格が値上りすると、原料、原材料の価格に影響が出る。

機械部品製造

【柏】

先行き不透明感が支配的だが、自動車の3月をピークとする受注により引っ張られ、1月〜3月は前年比プラスとなる見通し。得意先の動きは円高対応として、海外

生産（LCC）と内製化により、中小企業の国内生産分は減少していく。但し、軽量化、環境、医療等については増えている。エンドユーザーの多様化、グローバル化に伴い、短納期、多種少量、低価格の要請はますます増えるので、どの様に対応するかによってはチャンス。課題は設備投資、人材。

■土砂採取

【県内全域】

一部には前月同様災害復旧の關係で骨材需要増加の方向のところがある。

非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

【海苔卸】 震災影響により東北地方の原料入荷激減。地元船橋産原料も不足。原価上昇傾向。

【産業用ゴム】 原油価格上昇基調にあり、仕入価格が上昇しているが、価格への転嫁に難航している。

■食肉卸売

【千葉市他】

厳しい状況にある。依然として牛肉価格が低迷している。

■建築材料卸売

【県内全域】

数量的には、2月は前年比20%増加。暦年・会計年度とも前年より10%増加見込。来年度当初から始まる新規物件が目ぼしいものがなく、不安要因だが、長期的には

復興需要が徐々に出るであろうし、年間では今年度を上回るものと推定される。世界的に低迷が予想され、福島や東北に経済牽引期待する向きもある。

■自動車解体

【県内全域】

前月までの超円高が一段落したため少しホッとした雰囲気。

■乾物卸売

【県内全域】

消費低迷状況は変わらない。本年度の海苔生産量は、昨年比大幅に減少見通し。需要の多い低価格帯の相場が高い。

■電気機器小売

【県内全域】

販売の低迷が止まらない。期待される太陽光発電も未だ伸びず、先が読めない。

■青果小売

【千葉市】

気温低下が続き、品物の入荷が大きく落ち込み、相場は実によく上昇してしまった。資金繰りの悪化は深刻な状況となっている。収益も今期最低クラスではないか。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

商繁期への動き本格化。成約率高基調の展開だが、一方で集荷が頭打ち。成約単価の低下など、経済の足腰の弱さがあるため、商繁期後の動きに要注意の状況。

■小売

【東金】

新入学関連商品は、例年より遅めの動きであった。食品関係は健闘している。ファッション関連品は、寒さが続き重衣料の動きはあ

■小売

【野田】

冬物衣料の最終処分セールは低調。春物は暖かい日に若干動いたが一時的なものだった。

■印鑑小売

【県内全域】

店舗売上は横ばい状況か回復基調にあるが、営業売上はまだまだ厳しく、少量の発注でも見積り合わせ等で取引条件・収益状況共に悪化している。業界動向は、財団法人の公益又は一般法人への移行をビジネス機会と捉え、営業回りやDM等で受注できるようにする。

■建設揚重

【県内全域】

県外の震災復興関係と君津地区での大工事の影響で不足の状態が続いている。一方、料金の上昇困難、材料費の高騰で経営面では苦戦している。

■害虫防除

【県内全域】

景気回復はますます悪化状態。季節の変化で受注が心配され、震災の影響がまだ響いている。

■遊覧船

【鴨川】

本来この季節は寒いところの

方々が暖かい房総を目指して来るのだが、この寒さに加え、依然として収まらない原発の影響により、前年比は70%位であった。木更津金田の三井アウトレットの開設により、南房総へのルートがどう変わるのか注目している。

■一般廃棄物処理

【千葉市】

前月比は好転となったが、前年同月比は悪化の結果となった。繁忙期の来月に期待したい。

■学習塾

【県内全域】

2月は塾生の入れ替わり時期。受験生は合格すると2月いっぱい退塾する者も多い。

■ソフトウエア

【県内全域】

年度末を控え収益状況では多少明るい状況が見られる。

■建設

【県内全域】

当連合会加入組合員の受注額は5,408百万であった。(前月比で1,168百万の増加、前年同月比では1,355百万の増加)但し、地域別で見ると増加地域は、千葉、安房、長生、市原、京葉であり、減少地域は北総、海匝、香取、君津、山武、夷隅となった。

■輸出入

【県内全域】

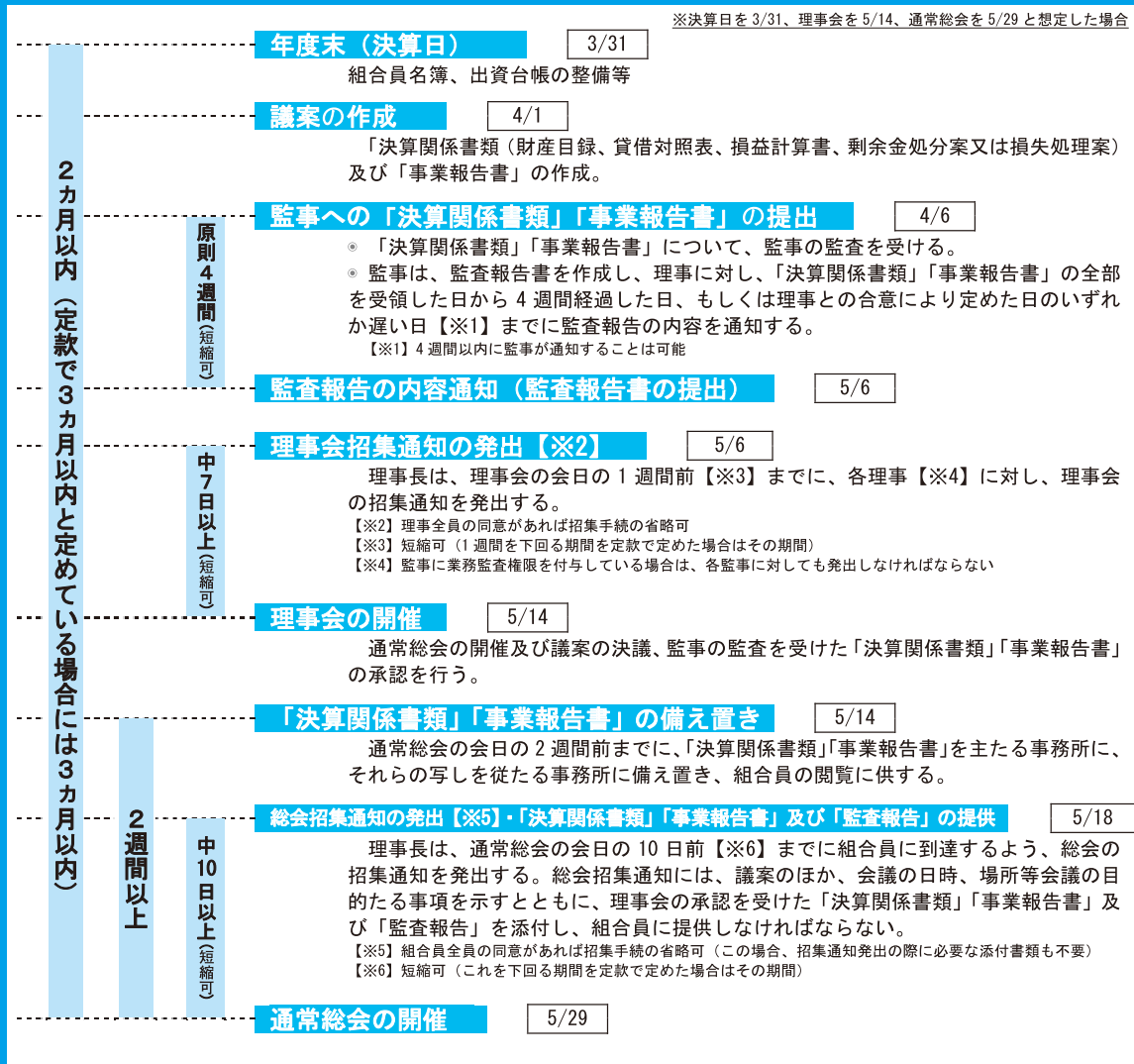
回復しつつありますが、前月比、前年同月比を超えない。

組合事業年度終了後の事務手続きについて

～ 財産目録の作成、剰余金処分は適正に～

事業年度終了から総会終了後にかけての組合事務は、1年の中でも繁忙を極めます。総会で議決された事項には、各種届出・許可等が必要なものもありますので、事務スケジュールの管理には十分に留意のうえ、遺漏のないよう必要な手続きを行って下さい。なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい。（※定款変更のある場合は3部）また、各種届出等書類の様式は本会HPからダウンロードできますのでぜひご活用下さい。

事業年度終了後の通常総会開催までのフロー



	処 理 事 項	期 間
認可申請	・ 定款変更	総会終了後少なくとも1週間以内
届出事項	・ 決算関係書類 （事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金（又は損失金）処理）	通常総会終了後2週間以内
	・ 役員変更届（役員の氏名又は住所） ※全員重任の場合は必要ない	変更後2週間以内
登記事項	・ 代表理事変更登記 ※重任の場合も必要	変更後2週間以内
	・ 事務所移転登記	移転日から2週間以内
	・ 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記	事業年度終了後4週間以内
納税関係	・ その他の変更（名称、地区、公告の方法、事業）登記	定款変更認可書到達後2週間以内
	・ 法人税、事業税、住民税	決算後2カ月以内 ※税務署長に申請して1ヵ月延長することが可能

組合事業年度終了後の事務手続きチェック事項

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No.	手続き項目 (想定日)	留意ポイント
1	年度末締切 (3/31) (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切等)	正確な財務諸表を作成するため、必要な決算手続等を行う。
2	組合員名簿の作成 (4/1)	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記 (4/28)	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4/28まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	事業報告書及び決算関係書類の作成 (4/1) (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出 (4/7)	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出 (5/6)	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送 (5/6)	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催 (5/14)	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧 (5/14)	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送 (5/18)	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (5/29) (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヵ月以内(定款で3ヵ月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (5/30～) (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届提出	役員の名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヵ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヵ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払い戻し」「役員の数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。[中協法 第51条②] <u>(※事前に本会担当者にご相談ください。)</u>
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更許可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①]

いま一度ご確認をお願いします。

<p><input checked="" type="checkbox"/> 事業報告書は作成されていますか?</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 財産目録は作成されていますか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 決算関係書類には、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(損失金処理案)を記載することになっています。なお、決算関係書類の提出と併せて事業報告書の提出をお願いします。 ● 組合では、会社と違い財産目録を省略することはできません。
<p><input checked="" type="checkbox"/> 剰余金処分は適正ですか?</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当期に利益があった場合は、必ず下記の積み立て及び繰り越しを行わなければなりません。組合において積み立て及び繰り越しが適正に行われているか、再度ご確認ください。(※監査報告で適正としている組合が、剰余金処分(損失金処理)がなされていない組合が見受けられますので一度ご確認をお願いします。) ☆ 法定利益準備金(全ての組合) ☆ 特別積立金(定款で規定している組合) ☆ 教育情報費用繰越金(事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合)
<p><input checked="" type="checkbox"/> 定款変更にあたっては...</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定款変更の際は、所管行政庁との事前協議が必要となるケースもあります。認可の手続きをスムーズに進めていくため、議案を総会前の理事会に上程される前に本会までご相談下さい。

◎詳しくは、本会設立相談室(043-306-3285)又は各担当者までご相談下さい。

平成24年度

中央会の組織体勢と人事

本年度の中央会の事務局組織は次のとおりです。人事も含めてお知らせします。()内は旧職名。

【設立相談室】 参事・設立相談室長
 〓 浜野幸男▽副参事・設立相談室副室長
 〓 錦織義雄▽副参事・設立相談室副室長
 〓 鳥居俊夫▽設立相談室副主幹
 〓 齋藤昇

【商業連携支援部】 副参事・商業連携支援部副部长
 〓 橋本健一▽商業連携支援部副部长
 〓 海老根博▽商業連携支援部主査
 〓 豊田泰寛(商業連携支援部主事)
 〓 商業連携支援部主査
 〓 鷺崎良哉(商業連携支援部主事)

【工業連携支援部】 〓 工業連携支援部主幹
 〓 福永正昭▽工業連携支援部主査
 〓 山内昭紀(工業連携支援部主事)
 〓 工業連携支援部主査
 〓 久保美和(工業連携支援部主事)
 〓 工業連携支援部主事
 〓 木村慎吾

【経営支援部】 参事・経営支援部長
 〓 河野弘樹▽経営支援部主幹
 〓 東克典▽経営支援部主査
 〓 白井孝典▽経営支援部主査
 〓 堀江勇介(経営支援部主事)
 〓 経営支援部主事
 〓 池澤由寿▽経営支援部主事
 〓 古部主事

沢安代

【総務部】 参事・事務局長兼総務部長
 〓 今関光俊(参事・事務局次長兼工業連携支援部長)
 〓 副参事・総務部副部长
 〓 斉藤清▽総務部主幹
 〓 田川幸宗▽総務部主査
 〓 渡邊幸恵(総務部主事)
 〓 総務部主事
 〓 宮崎明美

【定期異動】 「4月1日」参事・事務局局長兼総務部長
 〓 今関光俊(参事・事務局次長兼工業連携支援部長)
 〓 経営支援部主査
 〓 堀江勇介(経営支援部主事)
 〓 工業連携支援部主査
 〓 山内昭紀(工業連携支援部主事)
 〓 工業連携支援部主査
 〓 久保美和(工業連携支援部主事)
 〓 商業連携支援部主査
 〓 豊田泰寛(商業連携支援部主事)
 〓 商業連携支援部主査
 〓 鷺崎良哉(商業連携支援部主事)
 〓 総務部主査
 〓 渡邊幸恵(総務部主事)

【その他の異動】 「4月1日」▽参事・事務局次長
 〓 興津俊雄(事務局次長兼総務部長)

【退職】 「3月31日」
 〓 岡花(工業連携支援部主事)、佐々木隼(商業連携支援部主事)

【再雇用】 「4月1日」古沢安代
 〓 経営支援部主事、宮崎明美
 〓 総務部主事

第2回中小企業組合士交流会 開催

本会は3月8日、第2回中小企業組合士交流会を開催した。

当日は、古知税理士事務所の古知潔氏(税理士)を講師に迎え、「組合士必見!現場で役立つ組合会計・税務のポイント」と題する講演が行われた。

第2回女性経営者等交流会 開催

本会は3月15日、第2回女性経営者等交流会を開催した。

当日は、野村IT経営支援オフィスの野村真実代表より「経営に活かすIT戦略」をテーマとする講演が行われた。

中央会第3回理事会 開催

本会は3月16日、平成23年度第3回理事会を開催(千葉市)した。

議題の①平成23年度事業並びに収支状況についての報告は了承され、②平成24年度事業計画案、収支予算案並びに会費の賦課徴収方法案については原案通り可決決定し、5月25日の通常総会に付議されることになった。その他、「役付理事の選任について」も原案通り可決承認された。

事務局だより

「新年度に寄せて」

〓 協同組合がよりよい社会を築きます
 〓 国連は、2012年を「国際協同組合年」と宣言しました。

これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証であり、今まさに組合が果たす役割に注目が集まっています。

わが国における協同組合の歴史を辿ってみると、江戸時代、現在の千葉県旭市に大原幽学が結成した「先祖株組合」が最初だといわれています。

組合は、「カネ」ではなく、「ヒト」で結びついた「人間」が資源の組織です。組合は、もっと発揮されるべき無限の可能性を有しているのではないのでしょうか。

国際協同組合年にふさわしく、日本的協同組合の発祥の地である千葉県の中小企業組合運動を、皆さまと共に一致団結で盛り上げていきたいと思いません。今年度もよろしくお願い致します。



中小企業の皆さまへ

金融庁

「資本性借入金」の活用を検討してみませんか？

☆ バランスシートの改善を図る？「資本性借入金」とは

金融機関が皆様の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

今回の措置は、金融機関からの「借入金」を「資本性借入金」とみなす場合の条件を**明確化**しました。

明確化後

- ◆償還条件：5年
- ◆金利設定：「事務コスト相当の金利」の設定も可能
- ◆劣後性：必ずしも「担保の解除」は要しない

☆「資本性借入金」活用のメリット

既存の「借入金」を「資本性借入金」の条件に合致するように変更することにより、

- ◆メリット①：資金繰りが改善されます。
- ◆メリット②：金融機関から新規融資が受けやすくなります。

※「資本性借入金」の活用を希望される方は、お取引先の金融機関にご相談下さい。

◎内容に関する詳細は、金融庁HPをご参照下さい

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

○保険料率引き上げのお願い：協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は現在9.44%ですが、超高齢社会の進展に伴う医療給付費の伸びが、保険料収入の元である賃金の伸びを年々上回り続け、また、高齢者医療への拠出金が大幅に増加し、協会けんぽの財政は依然として非常に厳しい状況です。

このため、加入者の皆様の医療を継続して支えるためには、24年度の保険料率について引き上げざるを得なくなりました。

◆健康保険料率

9.44% ⇒ 9.93%
(現行) (平成24年度)

◆介護保険料率

1.51% ⇒ 1.55%
(現行) (平成24年度)

※健康保険料率、介護保険料率ともに、24年3月分（4月納付分）から変更となります。

非常に厳しい経済状況の中ではありますが、事業主・加入者の方々には、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○協会けんぽの取り組み：医療費の適正化を図るため、薬代の負担が少なくなる「ジェネリック医薬品」の普及、「医療費審査（レセプト点検）」や「扶養家族要件の再確認」等の強化に取り組み、その効果は着実に上がってきています。

また、加入者の皆様の健康づくりのために、「健診の推進」、「保健指導の推進」といった長期的な視点に立った事業にも取り組んでいます。

◎問合せ：全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 企画総務G（TEL：043-308-0522）